

(公財) 沖縄県保健医療福祉事業団
臓器移植普及啓発活動団体助成要綱

(平成30年5月8日制定)

改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団助成金の交付に関する規則（令和5年3月30日制定。）に定めるもののほか、助成金規則第22条の規定に基づき、臓器移植普及啓発活動団体助成事業の執行について必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体とは、次の各号を満たしているものとする。

- (1) 法人格を有し、法人の所在地が沖縄県内にあって、沖縄県内で継続的に活動している団体であること。
- (2) 臓器移植普及啓発活動の実績があり、今後事業団と連携した活動が見込める団体であって、かつ計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体であること。
- (3) 営利、政治、宗教活動を目的としていない団体であること。
- (4) 移植施設や透析施設等の医療機関は対象としない。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、前条の団体が実施し、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 臓器移植に関する普及啓発事業及び公開講座等の開催事業
- (2) 臓器移植に関する普及啓発活動実践者等の育成事業
- (3) その他理事長が特に認める事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、前条に定める事業を実施するために必要な経費で別表1の経費を除くものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費から助成対象団体が助成対象事業で得た収入額を控除し、1団体について上限10万円とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、助成申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、前条の助成申請書を受理したときは、必要な審査を行い、当該事

業年度の事業計画に基づき助成することのできる資金の状況を勘定の上、助成の可否を決定し、助成決定通知書（様式第2号）又は助成不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成の条件）

第8条 助成決定の通知を受けた団体（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容を第7条の申請後原則として変更することはできない。

2 助成事業者は、助成事業の実施に伴う各種印刷物への助成名義の表示及び事業団が定める各種方法により、事業団の助成対象事業であることを広く一般に明示するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 助成事業者は、やむを得ない事情により助成金の申請の取り下げをする場合は、速やかに、助成申請取下書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第10条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、事業に関する報告を行い、助成事業実績報告書（様式第5号）に証拠書類等の必要な書類を添えて、事業完了の日から30日以内に理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 理事長は、前条に定める助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、当該助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 助成事業者は、助成金の確定通知を受けた時は、速やかに助成金請求書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。その後、理事長は助成金請求書を受領し助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

（関係書類の設備等）

第13条 助成事業者は、事業実施に関する証拠書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

別表

助 成 対 象 外 経 費	<ol style="list-style-type: none">1 団体の通常活動にかかる運営経費 (関係者の給与、家賃、光熱水費、旅費交通費等)2 飲食費3 備品購入経費4 その他助成対象団体が負担すべきと考えられる経費
---------------------------------	--

第1号様式

年 月 日

(公財)沖縄県保健医療福祉事業団 理事長 殿

住 所
名 称
代表者

印

〇〇年度臓器移植普及啓発活動団体助成事業助成申請書

臓器移植普及啓発活動助成対象事業として、下記のとおり事業を行いたいので、臓器移植普及啓発活動団体助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金申請額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 助成対象事業実施計画書
- (2) 助成対象事業経費明細書
- (3) 団体の概要説明書
- (4) その他

第2号様式

沖 事 第 号
年 月 日

殿

(公財)沖縄県保健医療福祉事業団 理事長

〇〇年度臓器移植普及啓発活動団体助成事業助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業については、下記のとおり助成決定しましたので、通知します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金予定額 金 _____ 円

3 助成の条件

事業団臓器移植普及啓発活動団体助成事業実施要綱第8条のとおりとする。

* 注記

1 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、事業の成果に関する評価を行い、助成事業実績報告書（第5号様式）を事業完了の日から30日以内に理事長に提出して下さい。

2 助成事業実績報告等の内容を審査し、助成金の額を確定するものとします。

第3号様式

沖 事 第 号
年 月 日

殿

(公財)沖縄県保健医療福祉事業団 理事長

〇〇年度臓器移植普及啓発活動団体助成事業助成不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました事業については、下記理由により助成できないので通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 不承認理由

第4号様式

年 月 日

(公財)沖縄県保健医療福祉事業団 理事長 殿

住 所
名 称
代表者

印

〇〇年度臓器移植普及啓発活動団体助成事業助成申請取下書

年 月 日付で助成決定を受けました下記事業については、助成申請を取下げいたします。

記

1 助成対象事業名

2 取 下 げ 理 由

第5号様式

年 月 日

(公財)沖縄県保健医療福祉事業団 理事長殿

住 所
名 称
代表者

印

〇〇年度臓器移植普及啓発活動団体助成事業実績報告

年 月 日付けで助成決定のありました事業が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

1 助成対象事業名

2 事業実績報告

別紙事業実施報告書及び経費精算書(実施後)のとおり

第6号様式

沖 事 第 号
令和 年 月 日

殿

(公財)沖縄県保健医療福祉事業団 理事長

〇〇年度臓器移植普及啓発活動団体助成事業助成金確定通知書

年 月 日沖事第 号で助成決定した事業については、下記のとおり助成金の額を決定しましたので、通知します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金確定額 金 _____ 円

第7号様式

年 月 日

(公財)沖縄県保健医療福祉事業団 理事長殿

住 所
名 称
代表者

印

〇〇年度臓器移植普及啓発活動団体助成事業助成金請求書

年 月 日付けで助成金確定通知のありました事業について助成金を請求します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金請求額 金 _____ 円

3 振 込 先

金融機関名	銀行	支店
口座の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
(フリガナ) 通帳名義人		

事業実施計画書

実施団体名 _____
担当部署名 _____
担当者名 _____
連絡先 _____

事業名	
実施予定期間	
事業の目的	
事業の内容	
期待される効果	

事業経費明細書

実施団体名 _____

経費区分	金額（円）	積算内訳
合計		

事業実施報告書

実施団体名 _____
担当部署名 _____
担当者名 _____
連絡先 _____

事業名	
実施期間	
事業の目的	
事業の内容	
事業完了後の 事業継続に 関する 計画及び意向	

事業経費明細書(実施後)

実施団体名 _____

経費区分	金額(円)	積算内訳
合計		